

茨城県報 第5975号

昭和46年12月20日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

●療養取扱機関の申し出の受理があつたとみなされるもの等(2件)(国民健康保険課)	1
●谷和原村菅福岡第一地区換地計画の縦覧(農地管理課)	3
●谷和原村小絹地区農用地等交換分合計画の一部変更(〃)	3
●土地配分計画の作成(農地拓務課)	3
●県道路線の認定(道路維持課)	4
●道路の区域決定(〃)	4
●道路の供用開始(〃)	4
●古河総和都市計画土地区画整理事業の縦覧(計画第一課)	5
●道路位置の指定(建築住宅課)	5
●収納代理金融機関の指定(出納事務局)	5

公 告

●クリーニング師試験の実施(環境衛生課)	6
●米飯提供業者の登録(2件)(農業経済課)	7
●水戸勝田都市計画駅南土地区画整理事業の事業計画の変更(計画第一課)	7
●宅地建物取引業者の免許事項変更(建築住宅課)	8
●住宅地造成事業の工事完了(2件)(〃)	9
●開発行為の工事完了(2件)(〃)	10
●建築許可に関する聴聞(2件)(〃)	11
●土地立ち入り測量(用地室)	12

正 誤

●昭和46年11月11日付茨城県報号外(2)中	12
●昭和46年12月2日付茨城県報号外中	12

告 示

茨城県告示第1287号

次のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項及び第2項により告示する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

記号番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
012.130.1	46.12.1	大野眼科	大野恭信	水戸市泉町2-3-2 中央ビル4階	46.12.1	全国
032.085.3	46.11.15	飯村耳鼻咽喉科 医院	飯村吉彦	土浦市中城町 3113	46.11.15	〃
032.086.1	46.12.1	天川医院	清水 浄	土浦市大字中高 津字天川 1008の513	—	—

茨城県告示第1288号

下記1のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ、並びに下記1及び2のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項により告示する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ、及び国民健康保険法第37条第5項の申し出を受理したもの

記号番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
水国医 第189号	46.11.15	安達耳鼻咽喉科 医院	安達 一枝	水戸市千波町字 台畑233-3	46.11.15	全国
鹿国医 第54号	〃	菅原外科医院	菅原 利次	鹿島郡鹿島町鉢 形字中山 1472-4	〃	〃

2 すでに療養取扱機関として受理されていたが、新たに国民健康保険法第37条第52項の申し出を受理したもの

記号番号	療養取扱機関名	開設者	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
筑国医 第25号	相 沢 医 院	相 沢 七 男	筑波郡伊奈村大字豊体 1135の2	46.10.5	全 国 (関東申 出済)

茨城県告示第1289号

昭和46年11月22日付で谷和原村長中村秀男から認可申請のあつた福岡第一地区の換地計画については、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき適当と決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩上二郎

1 縦覧に供する書類の名称

福岡第一地区換地計画書

2 縦覧期間

昭和46年12月27日から昭和47年1月17日まで

3 縦覧の場所

谷和原村役場

茨城県告示第1290号

昭和28年3月27日付茨城県農業委員会告示第32号で告示した谷和原村小絹地区の農用地等の交換分合計画の一部変更については認可した。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県告示第1291号

農地法第62条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩上二郎

地区名	所在地			入植者		増反者		備考
	郡市	町村	大字	予定売渡口数	予定売渡面積	予定売渡口数	予定売渡面積	
阿見の7	稲敷郡	阿見町	阿見原			1	136	農地
岡田下根の7	〃	牛久町	下根			団体 2	29,481	防風林
半の木の21	石岡市		石岡			10	774	農地
〃	〃		〃			団体 1	456	公共用地
木原の6	稲敷郡	美浦村	信太			1	1,216	農地 再公示

鉾田第一の20	鹿島郡	大洋村	台渚 大 吸 山 上 大 蔵		4	4,598	農地
---------	-----	-----	-------------------------	--	---	-------	----

茨城県告示第1292号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、昭和46年12月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な経過地	備 考
390	下入野水戸線	東茨城郡常澄村大字下入野			
		水 戸 市			

茨城県告示第1293号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。
その関係図面は、昭和46年12月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理番号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員	延 長	備 考
390	県 道	下入野水戸線	水戸市酒門町字浜街道 2916番から	メートル 3.94~13.00	メートル 5,960.0	
			水戸市千波町字中山 1867番まで			

茨城県告示第1294号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和46年12月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 路 線 名 県道下入野水戸線

- 2 供用開始の区間 水戸市酒門町字浜街道2916番から
水戸市千波町字中山1867番まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年12月20日

茨城県告示第1295号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により古河総和都市計画土地区画整理事業(駅南土地区画整理事業)を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同法同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨 城 県 庁

茨城県告示第1296号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	46. 12. 20	稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶉原2131-3	4.00	34.57
2	"	結城市大字結城字四ツ束11506-3, -10, -12	6.00	86.90
3	"	" 大字小田林字東浦2170	4.00	47.00 (回転広 場付)
4	"	下館市大字玉戸南新田1375-7	5.00	73.00 (回転広 場付)

B

1	46. 12. 20	土浦市大字摩利山新田字庚申塚249-4	4.00	45.80
---	------------	---------------------	------	-------

茨城県告示第1297号

地方自治法施行令第168条第4項の規定により、県の公金の収納事務のうち県税及びこれに伴う税外収入金の収納事務を取扱わせるための金融機関を、昭和46年12月13日次のとおり指定した。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

収納代理金融機関の名称 位 置
株式会社第一勧業銀行取手支店 取手市大字取手字入谷甲585ノ1

公 告

●クリーニング師試験

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条に規定するクリーニング師試験を次のとおり実施するので、茨城県クリーニング業法施行細則(昭和37年茨城県規則第23号)第6条の規定に基づき公示する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和46年度クリーニング師試験実施要領

1 受験申込票受付期間

昭和47年1月24日から1月26日まで毎日午前9時から午後4時まで

2 受験申込票提出先

- (1) 茨城県衛生部環境衛生課(水戸市三の丸1丁目5番38号)
- (2) 受験申込票は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送による受験申込票は受理しない。

3 試験期日及び試験場

期	日	試 験 場
学 科 試 験	昭和47年2月1日	水戸市緑町3丁目5-35 茨城県水戸保健所
技 能 試 験	昭和47年2月9日	水戸市柵町6丁目6番地 白 水 社

4 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

5 試験科目

- (1) 学 科 試 験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
- (2) 技 能 試 験
洗たく物の処理に関する知識及び技能

6 提出書類

- (1) 受験申込票 (申込票は、県で所定のもの印刷して交付する。)
- (2) 履歴書
- (3) 写真 (受験申込み前6か月以内に撮影した正面上半身、無帽で大きさは、たて5センチメートル、よこ4センチメートルのもの一葉)
- (4) 学校教育法第47条に規定する者又は同条に規定する者とみなされたものであることを証する書類

7 受験手数料

茨城県収入証紙1,000円を受験申込票にはりつけること。(収入証紙は、消印しないこと。)

8 その他

- (1) 受験上の詳細は、茨城県衛生部環境衛生課 (電話 水戸局 (2) 8111 内線586) に問い合わせること。
- (2) 合格発表は、茨城県庁内の衛生部掲示板に掲示するほか、本人に通知する。

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林省令第103号) 第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部農業経済課及び県南農林事務所において縦覧に供する。

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林省令第103号) 第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部農業経済課及び鹿行農林事務所において縦覧に供する。

●水戸勝田都市計画駅南土地地区画整理事業の事業計画の変更

水戸市が施行する水戸勝田都市計画駅南土地地区画整理事業の事業計画の変更について昭和46年11月16日認可したから、都市計画法施行法 (昭和43年法律第101号) 第36条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる改正前の土地地区画整理事業 (昭和29年法律第119号) 第55条第10項で準用する同条第7項及び土地地区画整理事業施行規則 (昭和30年建設省令第5号) 第4条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 事業の名称 水戸勝田都市計画駅南土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目4番73号
水戸市役所内
- 3 事業計画認可の年月日
昭和39年5月22日
- 4 事業計画変更認可の年月日
昭和46年12月13日

●宅地建物取引業者の免許事項変更

宅地建物取引業法第8条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	免 許 日 年 月 日	商号又は名称	免 許 事 項 の 変 更
(1) 256	44.12.22	(有) 松 孝	○取引主任者の変更 新 松 下 晶 旧 福 田 公
(2) 343	45.12.28	東光商事不動産部	○取引主任者の変更 新 奥 主 義 恵 旧 竹 中 光 夫
(1) 285	45.3.16	(株) 興新商事	○役員の変更 新 栗 田 梅 子 辞任 美野輪 欽 二
(1) 383	45.10.22	大野開発 (株)	○取引主任者の変更 新 加 藤 昭 旧 宮 作 尚 男
(1) 304	45.6.1	財団法人 土浦市開発公社	○役員の変更 新 細野文之輔, 藤本正治, 神林平八 旧 大塚光夫, 島田和夫
(1) 835	46.4.26	キムラ 不動産	○取引主任者の変更 新 岩 上 昌 和 旧 桑 名 俊 光
(1) 279	45.2.26	北鹿島開発(株)	○役員の変更 新 田口貞雄 旧 黒沢昭一, 森哲作 ○取引主任者の変更 新 須田文也 旧 黒沢昭一

(1) 258	45. 1. 16	鹿島都市開発(株)	○主たる事務所々在地的変更 新 鹿島郡鹿島町大字平泉外十二入会182-38 旧 水戸市三の丸1-3-2 ○役員の変更 新 野田光春, 池田治 旧 馬場佳二郎
(2) 229	45. 6. 25	県西不動産事務所	○主たる事務所々在地的変更 新 真壁郡協和町門井1864-1 旧 下館市薬師町丙210
(2) 333	46. 6. 14	財団法人 石岡市開発公社	○役員の変更 辞任 高 木 不二男
(1) 389	45. 12. 3	サカエ産業(株)	○役員の変更 新 代表者 酒井明, 黒川正六, 酒井喜美 旧 鈴木四郎, 小野瀬勝三
(2) 307	45. 6. 21	常陽土地 (株)	○役員の変更 新 叶 野 勇 次
(1) 885	46. 6. 28	勝 田 土 地	○主たる事務所所在地の変更 新 水戸市上水戸町1丁目1-22号 旧 勝田市春日町13番16号
(1) 945	46. 11. 25	茨城ミサワホーム	○主たる事務所所在地の変更 新 水戸市泉町2-3-2 旧 水戸市南町2-6-12
(1) 149	44. 8. 14	(有) いずみ商事	○主たる事務所所在地の変更 新 稲敷郡牛久町大字牛久1930 旧 稲敷郡牛久町大字北浦981
(3) 23	46. 5. 31	財団法人 土浦市住宅公社	○役員の変更 新 細野文之輔, 松延主税 旧 茂垣藤一郎, 斉藤吉夫 ○取引主任者の変更 新 根岸利幸 旧 茂垣藤一郎

~~~~~

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年11月9日に完了したことを公告する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字常名字中嶋後4126番の1, 4129番の1

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区大手町1丁目8番3号

株式会社 同仁社

代表取締役 最 上 運之助

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年11月19日に完了したことを公告する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施工地区又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡岩井町大字矢作1940番の1, 1940番の2, 1941番の2, 2681番の1, 2681番の2, 2681番の3, 2717番

2 事業主の住所氏名

猿島郡岩井町大字矢作1934番

小 菅 敏

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年12月4日に完了したことを公告する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字中高津字錦田1186番, 1148番の一部

2 事業主の住所及び氏名

土浦市田宿町1228-4

株式会社 高橋塗料店

取締役社長 高 橋 三 郎

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46年10月27日に完了したことを公告する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称

土浦市大字小松字磯ヶ台865番の2, 866番の2, 866番の3, 土浦市大字小松字香尺859番の

- 5, 土浦市大字小松字熊の久保855番の3, 856番の2
- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡牛久町猫穴1000

三菱モンサント化成株式会社

土浦工場長 山 本 正 己

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和46年12月24日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 勝田市中根長堀3115
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する金属のプレス若しくは切断 (プレス工場の改増築)
- 4 申請者住所氏名 勝田市中根長堀3115  
勝田プレス工業所 和 智 義 兼
- 5 建築物構造規模 鉄骨及びコンクリートブロック造, 平家建507.42 $m^2$ 改増築 既存143.48 $m^2$   
原動機0.75KW増設 57.5KW既設
- 6 建築物の位置 勝田市中根長堀3115
- 7 敷 地 面 積 1,485.92 $m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和46年12月23日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 日立市大沼町字寺方1673~1・2
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 $m^2$ をこえるもの  
(鍍金工場及び機械加工場の改増築)
- 4 申請者住所氏名 日立市水木町10  
(有) 萩庭工業 萩 庭 勉
- 5 建築物構造規模 鉄骨及び木造, 平家及び1部2階754.68 $m^2$ 改増築 既存231.82 $m^2$   
原動機56.1KW増設 26.95KW既設
- 6 建築物の位置 日立市大沼町字寺方1673~1・2

7 敷 地 面 積 2,743.8 $m^2$

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年12月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道小山菅生小絹停車場線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
水海道市内守谷町字奥山, 字玉台, 字川押及び字向玉台地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和46年12月20日から昭和47年3月31日まで

正 誤

昭和46年11月11日付茨城県報号外(2)中、下記のとおり誤りがあつたので訂正する。

記

| ページ | 行          | 正                                                                                      | 誤                 |
|-----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 4   | 36<br>(付則) | 1 この規則は、公布の日から施行する。<br>2 この規則の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう知事の処分についての規定又は罰則の適用については、なお従前の例による。 | この規則は、公布の日から施行する。 |

昭和46年12月2日付茨城県報号外中、下記のとおり誤りがあつたので訂正する。

記

| ページ | 行     | 正         | 誤        |
|-----|-------|-----------|----------|
| 1   | 下から12 | 事業費の70%以内 | 事業費の7%以内 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所